# 電気事業法関係手数料規則 （平成七年通商産業省令第八十一号）

#### 第一条（主任技術者免状の交付等に係る手数料の額）

電気事業法（以下「法」という。）第四十四条第二項第一号の規定により、若しくは指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者試験を受けようとする者又は主任技術者免状の再交付を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。

#### 第二条（使用前検査に係る手数料の額）

法第四十九条第一項の検査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

#### 第三条（使用前安全管理審査に係る手数料の額）

法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

#### 第四条（定期安全管理審査に係る手数料の額）

法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

##### ２

前項ただし書の手数料の総額の算定において、定期事業者検査に係る審査に必要な手数料は、同一の種類、出力及び蒸発量の区分に応じ、二台目以降については、当該電気工作物の定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の額の三分の一の額とする。

# 附　則

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成九年三月二五日通商産業省令第三四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年四月九日通商産業省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三二号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十二年七月一日より施行する。

# 附　則（平成一二年八月二日通商産業省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年四月二五日経済産業省令第一五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月二三日経済産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月一五日経済産業省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年九月一日経済産業省令第九八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

#### 第五条（経過措置）

この省令による改正前の規定により法第四十九条第一項の検査を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次条の規定による改正後の電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年九月二九日経済産業省令第一二二号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月三〇日経済産業省令第一四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二九日経済産業省令第三九号）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月一日経済産業省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年一二月二二日経済産業省令第一二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年一月一二日経済産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附　則（平成二五年七月八日経済産業省令第三六号）

この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。